

南幌町誘客交流拠点施設整備運営事業 基本協定書（案）

（仮称）南幌町誘客交流拠点施設整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、南幌町（以下「甲」という。）と事業予定者である●●●●●●●●、（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、令和2年5月19日に甲から公表したプロポーザル実施要領等公表資料（以下「実施要領等」という。）において、乙が優秀提案者として選定され、事業予定者として決定されたことを確認し、本事業にかかる次の各号に掲げる契約（以下総称して「契約等」という。）の締結に向けて、甲及び乙が互いに協力し、本事業を円滑に実施することを目的とする。

- （1）施設の企画及び基本設計業務を委託する基本設計業務委託契約（以下「基本設計契約」という。）
- （2）誘客交流拠点施設（以下「本施設」という。）及び本施設の整備地である中央公園を活用して、地域の魅力を高めるためのエリアマネジメント推進業務委託契約（以下「エリアマネジメント契約」という。）
- （3）施設の企画ならびに運営計画に即した実施設計、施設整備、工事監理、その他本事業のマネジメントならびに事業を推進する業務を担う事業契約（以下「事業契約」という。）
- （4）本施設の維持管理、運営等に関する指定管理者協定書（以下「指定管理者協定書」という。）

（当事者の義務）

第2条 乙は、令和2年●月●日に乙が甲に提案した提案書（以下「提案書」という。）に基づき、本施設の企画ならびに運営の企画を行い、本施設の設計及び本施設を整備する。また、乙は、本施設の建物維持管理及び本施設の運営及び本施設を活用したエリアマネジメント業務を行う。甲は別途締結する基本設計契約、エリアマネジメント契約、事業契約、指定管理者協定書に則して対価を支払う。

- 2 甲及び乙は双方が締結する、契約等の締結に向けてそれぞれ誠実に対応するものとする。
- 3 事業契約締結に向けて、甲の事業の目的を理解し、甲及び乙の提案及び要望を事業費の範囲内で最大限本事業に組み入れるよう努力するものとする。

（契約等の締結）

第3条 甲及び乙は、提案書の内容に基づき、第1条の各号に定める契約等の締結を第6条

に定める契約等の締結時期を目処に、双方協議のうえ各々締結する。

(準備行為)

- 第4条 事業契約締結前であっても、乙は本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。
- 2 実施要領等に記載されている以外の業務が必要な場合ならびに費用が発生する場合は、甲及び乙の協議の上別途取り決めた上で実施するものとする。

(有効期間)

- 第5条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、指定管理者協定締結が終了した日を終期とする。

(契約等の締結時期)

- 第6条 契約等の締結時期は、次に定める日程になるよう互いに協力する。
- (1) 基本設計契約・・・本協定締結後速やかに
(2) エリアマネジメント契約・・・本協定締結後速やかに
(3) 事業契約・・・令和3年4月上旬
(4) 指定管理者協定書・・・令和3年度(時期未定)
- 2 本事業は、財源措置を予定している補助金・交付金が令和2年度に採択されなかった場合で、再申請を行う場合もしくは、事業は実施するが時期を延期する場合、事業契約ならびに指定管理者協定書の締結を延期することができる。
- 3 前項により、施設整備の内容及び運営管理における変更が必要な場合は、乙は甲に対して申し入れをして協議できるものとする。

(本協定上の権利義務の譲渡等の禁止)

- 第7条 甲及び乙は、相手方の承諾なく本協定上の権利義務につき、第三者に譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(契約等の不調)

- 第8条 契約等について、甲及び乙のいずれの責に帰さない事由により、双方の間で締結に至らなかった場合には、すでに双方が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。
- 2 甲及び乙いずれかの責で契約等の締結ができなかった場合には、合理的な損害を請求できるものとする。ただし、本事業プロポーザル実施要領13(8)に示す、事由により交付金の採択に至らなかった場合、又は議決を得られなかった場合はこの限りではない。
- 3 1項に関わらず、甲及び乙が別途取り決めた費用負担等がある場合はこの限りではない。

(契約等の不成立)

- 第9条 甲及び乙の間で事業契約が締結されるまでに、乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、甲は、事業契約ならびに指定管理者協定書を締結しないことができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 61 条第 2 項の規定による措置命令の効力が生じたとき又は同法第 62 条第 2 項の規定による納付命令の効力が生じたとき。
 - (2) 乙又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、独占禁止法第 89 条第 1 項による刑が確定したとき。
 - (3) 乙の役員又は使用人その他の従業者について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条による刑が確定したとき。
 - (4) 実施要領等で甲が定めた参加資格要件を欠いたとき又は欠いていることが判明したとき。
- 2 財源措置を予定している補助金・交付金が採択されなかった場合は、甲は乙に事業契約ならびに指定管理者協定書の締結をしないことができる。
 - 3 前項により契約締結を行わない場合、すでに乙が本事業の準備に関して支出した費用は乙の負担とし、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

（秘密保持）

第 10 条 甲及び乙は、本協定に関する事項について知り得た情報につき、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示しないこと、及び本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

- (1) 本協定締結前に、既に自ら保有していた場合
- (2) 公知であった場合
- (3) 本協定に関して知った後、自らの責めによらないで公知になった場合
- (4) 本協定に関して知った後、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合
- (5) 裁判所により開示が命じられた場合
- (6) 甲又は乙がそれぞれの弁護士等のアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合
- (7) その他甲又は乙が法令に基づき開示する場合

（本協定の解除等）

第 11 条 甲及び乙のいずれか一方が本協定に違反し、その是正に応じなかった場合は、その相手方はいつでも本協定を解除することができる。

- 2 前項で、違反した者にその相手方に損害を与えたときは、合理的な範囲において損害を請求することができるものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第 12 条 本協定は日本国の法令及び甲の定める条例に従って解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争に関する裁判の第一審の専属管轄裁判所は札幌地方・家庭裁判所岩見沢支部とする。

（協議）

第 13 条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

以上を証するため、本基本協定書を 2 通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各 1 通

を保有する。

令和2年●月●日

甲 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号

南幌町長 三 好 富士夫

乙